

「輸入関係の発表形式について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入関係の発表形式について（昭和25年2月7日付け輸入注意事項25第3号）

改正後	現 行
<p>2 周知方法</p> <p>(1) 「告示」は官報及び通商弘報に掲載する。</p> <p>(2) 「発表」、「注意事項」は通商弘報に掲載する。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>	<p>2 周知方法</p> <p>(1) 「告示」は官報、<u>経済産業公報</u>及び通商弘報に掲載する。</p> <p>(2) 「発表」、「注意事項」は<u>経済産業公報</u>及び通商弘報に掲載する。</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p>

「輸入割当証明書の再交付手続について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入割当証明書の再交付手続について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第19号）

改正後	現 行
<p>4 輸入割当証明書の再交付</p> <p>申請を受けた貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部農水産室は、再交付の申請が正当な理由によるものか又は二重に貨物を輸入するおそれはないか等を審査の上、再交付することが適当と認めるときは、旧輸入割当証明書を無効とすること及び輸入割当証明書を再交付する旨を通商弘報に公告した後、「再交付」の旨を朱記表示して輸入割当証明書を再交付する。</p> <p>また、再交付を受けた輸入割当証明書は通商弘報に掲載された日から有効とする。</p>	<p>4 輸入割当証明書の再交付</p> <p>申請を受けた貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部農水産室は、再交付の申請が正当な理由によるものか又は二重に貨物を輸入するおそれはないか等を審査の上、再交付することが適当と認めるときは、旧輸入割当証明書を無効とすること及び輸入割当証明書を再交付する旨を<u>経済産業公報及び通商弘報</u>に公告した後、「再交付」の旨を朱記表示して輸入割当証明書を再交付する。</p> <p>また、再交付を受けた輸入割当証明書は<u>経済産業公報又は通商弘報のいずれかに</u>掲載された日から有効とする。</p>

「輸入承認証の再交付手続について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入承認証の再交付手続について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第22号）

改正後	現 行
<p>5 輸入承認証の再交付</p> <p>申請を受けた貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室は、再交付の輸入承認申請書が保存されているコピーと相違ないことを確認の上、再交付することが適当と認めるときは、旧輸入承認証を無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨を通商弘報に公告した後（税関を除く。）、「再交付」の旨を朱記表示して輸入承認証を再交付する。</p> <p>また、再交付を受けた輸入承認証は通商弘報に掲載された日から有効とする。</p>	<p>5 輸入承認証の再交付</p> <p>申請を受けた貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室は、再交付の輸入承認申請書が保存されているコピーと相違ないことを確認の上、再交付することが適当と認めるときは、旧輸入承認証を無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨を<u>経済産業公報及び通商弘報</u>に公告した後（税関を除く。）、「再交付」の旨を朱記表示して輸入承認証を再交付する。</p> <p>また、再交付を受けた輸入承認証は<u>経済産業公報又は通商弘報のいずれかに</u>掲載された日から有効とする。</p>